

3 葛飾区の地域教育施策の成果と課題

(1) 学校地域応援団

保護者や地域の方々による自主的な学校支援活動は従来から行われていましたが、葛飾区の「教育振興ビジョン(第2次)」および「生涯学習振興ビジョン」において「学校地域応援団の推進」が位置づけられてきたのには理由があります。事業の目的にある「地域全体の教育力の向上」には、子どもたちの教育の充実のみならず、活動の担い手である保護者や地域住民の自己成長への期待も込められており、それが学校を核とした地域づくりとして結実することがねらいとされているからです。つまり、学校地域応援団事業はこれまでの活動を統合する「地域教育」の中軸をなすものなのです。

これを実現するためには、大きく2つの課題があります。

第一に、地域コーディネーターの育成と配置です。

地域コーディネーターは、学校地域応援団の活動が活発になるにつれて学校と地域双方の主体性発揮に対する深い理解が必要となり、求められる調整能力は高いものとなっていきます。企業やNPO、大学等との連携をも視野に入れば、地域コーディネーターの重要性はますます明らかです。

そのため、地域コーディネーターの委嘱および処遇のあり方とともに、力量を高めるための研修等の環境整備の充実が求められています。

また、学校地域応援団活動の充実のため、学校の独自性を尊重しながらも、各応援団に地域コーディネーターを配置していくことが望まれます。

第二に、学校内に地域コーディネーターの事務並びに応援団の作業、打ち合わせなどにも利用できるスペースを確保することが望まれます。現状の学校施設の中で専用スペースを確保することには困難さがありますが、応援団活動以外の地域住民による学校支援活動や子どもの育成活動との共同利用も視野に設置を検討することが求められます。

さらに、教育行政内部の連携、有機的な繋がり必要性があげられます。学校地域応援団の活動内容を見ると教



児童、地域の方による学校花壇の整備

育委員会事務局指導室の所管事業と関連しあう活動が多くあります。活動の実効性を上げるための学校への働きかけや、活動のサポートをしていくために、指導室と地域教育課とが協力、連携をさらに進めていく必要があります。

(2) 学校評議員制度

学校評議員制度は、地域住民の学校運営参画の仕組みとして導入されましたが、導入直後の学校現場では戸惑いがありました。それは、「開かれた学校」を目指しながら、それまで学校にはそれを推進する組織・仕組みが十分ではなかったからに他なりません。

しかし、設置から10年が経過して、学校現場では学校評議員制度は違和感なく受け入れられるようになりました。その理由として、学校評議員に地域や関係機関の代表者、PTA役員のOB・OG等、学校と日頃から密接にかかわっている方々が多いことがあります。

葛飾区学校評議員設置要綱には、校長の求めに応じて意見を述べる事項として次の7つを規定しています。学校の経営方針に関すること、教育活動に関すること、生徒児童の指導に関すること、地域との連携協力に関すること、学校評価に関すること、教育計画の取組に関すること、その他校長が必要と認めることです。いずれの項目も学校経営にとって重要なものです。今後、学校評議員制度には一層の期待が持たれます。

課題としては次のようなことがあります。

第一は、学校評議員と学校の連携の強化です。学校評議員の方々は学校と密接な関係を持つ方々ですが、具体的な学校教育の資料を継続的に周知することが大切となります。各学校でも、行事通知や学校便り等を届けるとともに、基礎的なデータを説明し、疑問に答える必要があります。

第二は、様々な教育改革の中での学校評議員制度の充実についてです。例えば、「学校評価に関すること」という意見交換の内容が、学校評価制度*導入で具体化されてきたことがあげられます。学校評議員の方々の多くが、学校関係者評価委員になっている状況が見られます。葛飾区では、学校関係者評価委員に学校評議員のほかに保護者、地域住民、他校の教職員等をもって構成するとなっています。荒川区では、「学校関係者評価委員会は、各校の学校評議員及び学識経験者1名をもって構成する」と積極的に学校評議員と学校関係者評価委員の兼任を推進しています。

また、現在、葛飾区にはありませんが、学校運営協議会（コミュニティ・スクール）が導入された場合には、多くの地域では、学校評議員制度が学校運営

協議会に一本化されています。

「開かれた学校」という言葉が使われて、約 20 年がたちました。その間、様々な制度や改革がなされ、学校も様々な努力を重ねてきました。その結果、「開かれた学校」づくりが進展しましたが、十分とは言えません。「開かれた学校」実現のためには、今後も学校・家庭・地域の連携が必要です。そのためにも、学校評議員制度が一層充実した、意義のあるものになるために、役割明確化や効率的な組織運営についてさらに検討していく必要があります。

(3) 中学校部活動地域指導者制度

部活動地域指導者制度により、多様な部活動が継続可能となり、中学生の希望に対応できるようになりました。また、地域指導者と生徒との交流が学校外でも見られ、健全育成の上でも効果がみられます。

この事業を維持発展させるための土台には学校長・教員と地域顧問・技術指



地域指導者による部活動指導

導者との密な連携が大切です。そのためには学校側の理解と協力が欠かせません。それらを踏まえた上で、さらに次の3つの課題解決が求められます。

第一に、地域顧問・技術指導者の増員、指導体制の充実です。

中学校学習指導要領で、平成 24 年度から部活動を「学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるように留意すること」と明確に位置づけられたことへの対応です。地域指導者の増員、指導体制の充実のための地域教育課、学校、顧問指導者による連絡会等の設置

が必要です。

第二に、地域顧問・技術指導者の委嘱、解職も含め導入、活用するにあたってのルール化と学校との信頼関係の構築です。そのためには、部活動は教育活動の一環であるという共通認識と相互理解協力が欠かせません。また、学校側の取組として、教員・生徒・保護者への部活動指導者制度の周知も大切です。

第三に、年度ごとの教員の人事異動に対応し、地域顧問・技術指導者の速や

かな配置です。これは、教員の人事異動により地域顧問・技術指導者が必要になった場合に、速やかに指導者を確保し、配置するための体制の問題です。

葛飾区の中학생のために部活動の活性化は不可欠です。部活動発展維持のためには、この中学校部活動地域指導者制度は重要なものです。

(4) 中学校の職場体験事業

現在、区立中学校全校で2年生の職場体験5日間が実施されています。

職場体験事業は体験活動を通して、社会性や人間性、帰属感や自己肯定感等を育成し「豊かな心の育成」を目指す狙いがあります。また、1年の職場訪問、2年の職場体験・上級学校調べ、3年の上級学校訪問という流れの中での「進路指導・キャリア教育」のねらいがあります。さらに、将来の目標や志、学ぶ意欲の向上等を通しての「確かな学力の定着」の基礎づくりという側面もあります。

5日間の職場体験をした子どもたちからは、「職業について考えるきっかけになった」「働くことの厳しさを実感することができた」など、仕事への知識や体験先の方々と人間関係が深まったことや、働くことの喜び、厳しさなどについての感想がみられます。また、不登校傾向の生徒が職場体験を契機に登校するようになったとの事例もあります。

生徒、保護者、事業者へのアンケートや聞き取りでも、職場体験事業への肯定的な意見が多く聞かれます。

平成24年度から実施の中学校学習指導要領でも、総則において「家庭や地域社会との連携を図りながら、職場体験活動やボランティア活動、自然体験活動などの豊かな体験を通して生徒の内面に根ざした道徳性の育成が図られるよう

に配慮しなければならない」と記述されています。職場体験事業の持つ意味は大きいといえます。

今後に向けて、社会情勢の変化等による5日間にわたる体験の受け入れが困難な状況への対策の検討、学校におけるマナー等の指導を含め事前事後指導の充実、学校間連携のあり方等について総括する必要があります。また、保護者・地域の理解協力を高める工夫、受け入れ先



スーパーマーケットでの職場体験

の確保における商工関係行政や教育行政のリーダーシップ、学校・家庭・地域の連携充実などをいかに高めるかといった課題があります。

具体的には、葛飾区内の受け入れ事業所の確保とともに、区外の受け入れ事業所の開拓を進めることも必要です。また、キャリア教育における小中高の連携についての研究を進めることも大切になります。

その際、学校への行政・地域からの応援が今以上に必要になります。また現在、学校地域応援団の取組が進められていますが、職場体験活動の受け入れ先確保や調整などに、地域の実情に精通している学校地域応援団地域コーディネーターの果たす役割が注目されます。

(5) 放課後子ども事業

放課後、子どもたちのために安全で、思い切り遊べる居場所を提供しようと始められた「放課後子ども事業」も、平成18年6月の区内全小学校での実施以来、すっかり定着してきました。この通称「わくわくチャレンジ広場」の事業は各学校のサポーターによる創意工夫あふれる活動を通して、子どもたちと地域の大人との新たなコミュニティを形成してきています。また、「わくわくチャ



わくチャレのメインルームでの様子

レンジ広場」の広がりには地域住民が共同して、地域の学校で学ぶ児童を見守ろうという意識を高め、地域における教育力の向上や児童の安全確保にも大きく寄与しています。しかし、この事業の普及によるいくつかの課題がクローズアップされてきています。

第一に、対象学年の拡大による低学年児童の参加は、子どもの活発な活動に対応し、安全確保のためにもサポーターの体力や瞬発力が求められてきています。多くの学校でサポーターがある程度固定化して、刷新が図られていない現状を考えるとサポーターの緩やかな若返りが一つの課題となってきました。また、今後、自由遊びに加えて学習・文化・スポーツ活動を導入していくことを考慮すると、アドバイザー的要素を持った指導者の新たな層の確保も必要となります。そのためにも、今後は団塊世代の退職者、現役の保護者、中高生など多様な世代が「わくわくチャレンジ広場」を支える仕組みづく

りを検討していく必要があります。さらに、指導、支援にあたるサポーターの力量を高めるために、様々な研修や講習会の機会と人材発掘の場として「かつしか区民大学」など、子どものためのボランティア養成事業等との連携をより一層深め、研修活動を充実していくことが大切となります。

第二に、この「わくわくチャレンジ広場」とPTAの関わりが深められていないという点です。発足当時から行政と地域が一体となって取り組むというイメージが強かったため、学校やPTAとの連携という視点が弱かったと考えられます。今後は、地域と学校とのパイプ役を果たしているPTAとの連携を積極的に取り入れていくことが大切になります。子どもたちを中心に据えて、地域と保護者との協力関係を強化し、学校の理解、協力も得ながら、「わくわくチャレンジ広場」事業を盛り上げていくことが求められてくると考えられます。

第三に、低学年の参加により「わくわくチャレンジ広場」の開始時間が早まるため、低学年の活動場所となるメインルームの確保が絶対条件となります。各学校の実情にもよりますが、教室数の不足によりメインルームの固定化が困難になるという実態も大きな問題となってきています。

(6) 「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業

「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業の特徴は、PTAや青少年育成地区委員会等の取組団体のメンバーが「子どもを犯罪から守るまちづくり講座」に参加することを通じて、犯罪防止についての考え方や手法を学び、自分たちの地域の犯罪被害の実態を知り、改善計画をたて、さらに可能な対策を実行することにあります。PTAや青少年育成地区委員会等が単独でこれらすべてを自前ですることは大変困難ですが、行政や青少年委員会、「子どもを犯罪から守るまちづくり推進会」等の適切な支援を受けることによって、十分取り組み可能となっているところが、優れた点と考えられます。

これまでの成果としては以下の3点があげられます。

第一に、平成14年度から9年が経過し、自治町会や青少年育成地区委員会のバックアップのもと、平成21年度までに小・中学校73校中、3分の2の48校のPTAが取組を進めたことは大きな成果で、「葛飾区の文化」として根付きつつあるといえます。

第二に、ハード面、ソフト面での環境改善の成果が見られます。ハード面では、自治町会や関係行政機関とPTAとの連携・協力により、立て看板の設置、公園の見通しをよくするための樹木の剪定、街路灯の新設・照度のアップ、安全に配慮した公園トイレの改修、あるいは子どもと共に公園のペイントを行う

などの改善が図られてきました。

ソフト面では、地域住民による組織的あるいは自発的な登下校時の見守り活動や、「子どもを犯罪から守る」推進団体のような新たな横断的な地域組織を立ち上げる動きなども見られます。

このようなハードとソフトの両面から子どもたちの地域環境を安全なものにしていく地域住民の主体的な取組を通して、地域住民相互の子育てのコミュニティが育ってきています。

第三に、このような取組の効果もあり、3年ごとに実施される子どもたちへのアンケートでは、犯罪被害率の減少がみられています。

一方、今後の課題として以下の2点が指摘できます。

第一に、活動の継続性と発展性の問題です。区内で取り組む地域も増えてきていますが、アンケートやワークショップを1回実施して、その後継続せずに終わっているところも見られます。継続していくことで、新たな課題に対応でき、被害の減少にもより効果が期待できます。また、子どもを守りたいという地域の様々な個人・団体が繋がり、継続的・日常的に子どもや地域の安全について考え、取り組む関係に発展する可能性を秘めています。そのような地域も見られるようになって来ています。そこには様々な困難もありますが、どのような困難がありそれを如何に解決しようとするか、を取組団体等が知恵を出し合い、行政がそれをバックアップする段階にきています。

第二に、東京都のすすめる「地域安全マップ」の取組との違いについての理



まちの危険個所の点検活動

解不足があげられます。「地域安全マップ」の取組が、子どもへの安全教育であるのに対して、この活動は子どもの声を聞きながら、保護者や地域の大人が子どもたちを守るために行うまちづくり活動です。両者の違いを理解した上で、この「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動が全地域で継続的に取り組まれるように働きかけていく必要があります。

4 葛飾区の地域教育施策への提言

以上の議論を踏まえ、「地域教育」の推進と学校との連携について、次の通り提言をします。

(1) 学校地域応援団

① 学校地域応援団の活動が活発になるにつれ、地域コーディネーターは、学校と地域双方の主体性発揮に対する深い理解が必要となり、求められる調整能力は高いものとなります。そのため、地域コーディネーターの委嘱および処遇のあり方の検討とともに、力量を高めるための研修等の環境整備の充実が求められます。

② 学校地域応援団活動の充実のためには、各学校の独自性を尊重しながらも、地域コーディネーターを配置していくことが望まれます。

③ 学校内にコーディネーターの事務や学校地域応援団活動のためのスペースを確保することが望まれます。



生徒とのロードレース大会打合せ（学校地域応援団）

(2) 学校評議員制度

① 学校の様々な情報提供を積極的、継続的に行い、学校評議員と学校との連携の強化が求められます。

② 学校評価制度の導入など様々な教育改革の中での学校評議員制度の充実についての検討が求められます。

(3) 中学校部活動地域指導者制度

- ① 平成 24 年度から実施の中学校学習指導要領における部活動の教育活動の位置づけに対応した地域顧問・技術指導者の増員、指導体制の充実が求められます。またそのための関係者による連絡会等の設置が必要です。
- ② 地域顧問・技術指導者の委嘱、解職も含め導入、活用するにあたってのルール化、地域指導者と学校が、「部活動は教育活動の一環である」という共通認識を持ち、両者の信頼関係を構築することが求められます。
- ③ 教員の人事異動により地域顧問・技術指導者が必要になった場合に、速やかな配置が可能となるよう関係課間の連絡調整が求められます。



地域指導者による部活動指導

(4) 中学生の職場体験事業

- ① 葛飾区内の受け入れ事業所の確保を進めるためには、さらに区民にPRし、地域の協力を得て確保していくことが必要です。その際、学校への行政・地域の諸団体の応援が今以上に求められます。
- ② キャリア教育における小中高の連携についての研究を進めることが求められます。
- ③ 中学校におけるマナー等の指導を含めた事前事後指導の充実が求められます。

(5) 放課後子ども事業

① サポーターの活性化を図るため、今後は団塊世代の退職者、現役の保護者、中高生など多様な世代が「わくわくチャレンジ広場」を支える仕組みづくりを検討していく必要があります。

わくわくチャレンジ広場の活動が多様化しており、サポーターの力量を高めるための学習機会の充実と人材確保の観点から「かつしか区民大学」など、子どものためのボランティア養成事業等との一層の連携が求められます。



体育館でのスポーツ活動

② 地域と学校とのパイプ役を果たしているPTAとの連携を深めるとともに、学校との協力関係を強化していくことが求められます。

③ メインルームの固定化が求められます。

(6) 「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動支援事業

① 子どもたちの地域環境を安全なものにしていくために、PTA、学校、自治町会、青少年育成地区委員会等の地域団体、関係行政機関の連携・協働により「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動が区内全域で継続的に取り組まれるようになっていくことが望まれます。

② 「地域安全マップ」の取組との目的の違いについて、学校や地域住民が共通の理解を持つことが重要であり、それを踏まえて「子どもを犯罪から守る」まちづくり活動が、地域の大人を結びつけ、大人のまなざしで地域の子どもの守り育てる活動として取り組まれることが求められます。



犯罪危険地図の作成